

菊川市野外宿泊施設条例

制定 平成17年1月17日条例第103号
改正 平成17年12月21日条例第215号
平成26年3月4日条例第4号
令和元年6月13日条例第9号
令和5年2月24日条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、菊川市野外宿泊施設の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 野外活動を通じて仲間づくりや健康増進及び地域振興に寄与する観光施設として菊川市野外宿泊施設を次のとおり設置する。

名称	位置
菊川市野外宿泊施設	菊川市富田 3126 番地の 6 (代表地番)

(施設の種類)

第3条 菊川市野外宿泊施設の施設の種類の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) バンガロー
- (2) キャンプサイト (テント設営のための場所であって、区画整備されたものをいう。以下同じ。)
- (3) フリーサイト (テント設営のための場所であって、区画整備されていないものをいう。以下同じ。)
- (4) 前3号に掲げる施設に附帯する施設
(事業)

第4条 菊川市野外宿泊施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 菊川市野外宿泊施設を市民等の使用に供すること。
- (2) 菊川市野外宿泊施設の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、菊川市野外宿泊施設の運営のために必要な事業
(開設期間及び使用時間)

第5条 第3条第1号から第3号までの施設 (以下「バンガロー等」という。)の開設期間及び使用時間は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開設期間及び使用時間を変更することができる。

(使用の許可等)

第6条 バンガロー等を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更又は取消しをしようとするときも、同様とする。

2 前項の許可には、菊川市野外宿泊施設の管理のために必要な限度において、条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

(使用の不許可)

第7条 市長は、前条第1項の許可を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

- (2) 営利を目的とするものと認めるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 菊川市野外宿泊施設の管理及び運営上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不適當であると認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第8条 市長は、第6条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、その申請による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 第6条第2項の規定により付された条件又は指示に違反したとき。
- (4) 前条各号に掲げる理由が生じたとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第9条 使用者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったとき。
- (2) 使用者が使用期日前3日までに第6条第1項に規定する許可事項の変更又は取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない理由があると認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第12条 使用者は、許可を受けた目的以外にバンガロー等を使用し、又は使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、菊川市野外宿泊施設の使用を終わったとき又は第8条第1項の規定により使用の許可の取消し等の処分を受けたときは、直ちに菊川市野外宿泊施設を原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用は、使用者が負担しなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により菊川市野外宿泊施設の建物、設備、

備品等を損傷し、又は滅失したときは、市長が定める損害額を賠償しなければならない。

(立入り)

第15条 市長又は市長から指定された者は、菊川市野外宿泊施設の管理及び運営上必要があると認めるときは、使用中の菊川市野外宿泊施設に立ち入ることができる。この場合において、使用者は、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に菊川市野外宿泊施設の管理に関する業務を行わせることができる。

2 前項の菊川市野外宿泊施設の管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第4条各号に掲げる事業に関する業務

(2) 第5条ただし書の規定による開設期間及び使用時間の変更

(3) 第6条第1項の規定による使用の許可並びに同条第2項の規定による条件の付与及び指示

(4) 第7条の規定による使用の不許可

(5) 第8条第1項の規定による許可の取消し又は使用の停止若しくは制限

(6) 第13条第1項及び第2項の規定による原状回復の確認

(7) 前条の規定による使用中の菊川市野外宿泊施設への立入り

(8) 前各号に掲げるもののほか、菊川市野外宿泊施設の管理に関して市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第5条から第8条まで及び第14条の規定の適用については、第5条から第8条第1項までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

4 指定管理者は、第2項第2号の変更を行う場合には、市長の承認を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第17条 前条第1項の規定による指定は、菊川市野外宿泊施設の管理を行おうとするものの申請により行うものとする。

2 前項の申請は、市長が別に定める期日までに、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行うものとする。

(指定管理者の指定)

第18条 市長は、前条第1項の申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に菊川市野外宿泊施設の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が、使用者の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、菊川市野外宿泊施設の効用を最大限に発揮できるものであること。

とともに、管理に係る費用の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第19条 前2条の規定にかかわらず、市長は、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が明確に期待できると考えるときは、市が出資等している法人、公共団体、公共的団体又は地域振興に寄与することを主な目的として設立された特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人（次項において「公共的団体等」という。）を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により選定するときは、市長は、あらかじめ第17条第2項の事業計画書その他の規則で定める書類を提出させることにより当該公共的団体等と協議を行うものとし、前条各号に掲げる基準に照らし総合的に判断を行うものとする。

(指定管理者の指定等の公示)

第20条 市長は、第18条の指定を行い、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示するものとする。

(協定の締結)

第21条 第18条の指定を受けた者は、市長と規則で定める事項について菊川市野外宿泊施設の管理に関する協定を締結するものとする。

(利用料金の納付)

第22条 第9条の規定にかかわらず、指定管理者が第16条第2項第3号の規定により行う第6条第1項の許可を受けた者は、指定管理者に対し、バンガロー等の使用に係る利用料金（地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を指定管理者が別に定める期日までに納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第23条 指定管理者は、市長が定める基準に該当すると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第24条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に該当すると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者の事業報告)

第25条 指定管理者は、毎年度終了後、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(指定管理者が行う管理の基準)

第26条 指定管理者は、関係法令、この条例その他市長の定めるところに従い、適正に施設の管理に関する業務を行わなければならない。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第27条 指定管理者は、菊川市野外宿泊施設の管理の業務に関して取得した個人に関する情報(以下この条において「個人情報」という。)の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び菊川市野外宿泊施設の管理の業務に従事している者(以下この項において「従事者」という。)は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は従事者がその職務を退いた後においても、同様とする。

(指定管理者の情報公開)

第28条 指定管理者は、施設の管理の業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じなければならない。

(指定管理者の原状回復の義務)

第29条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに菊川市野外宿泊施設の建物、設備、備品等を指定管理者の負担により原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者の損害賠償の義務)

第30条 指定管理者は、自己の責めに帰すべき理由により菊川市野外宿泊施設の建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、速やかにこれを指定管理者の負担により原状に復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(運営委員会の設置)

第31条 菊川市野外宿泊施設の適正かつ円滑な運営を図るため、菊川市野外宿泊施設運営委員会(次項において「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会の組織その他必要な事項は、規則で定める。

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月17日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の菊川町野外宿泊施設設置条例(平成5年菊川町条例第6号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成17年12月21日条例第215号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月4日条例第4号）抄
（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月13日条例第9号）抄
（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和5年2月24日条例第9号）抄
（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の菊川市野外宿泊施設条例（以下「新条例」という。）第16条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の前においても、新条例第17条から第21条までの規定の例により行うことができる。

3 市長は、新たに新条例第16条の規定により指定を行った場合は、この条例の施行の前においても、新条例第22条第2項の規定による承認を行うことができる。

（経過措置）

4 この条例の施行の前に改正前の菊川市野外宿泊施設条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした承認その他の行為は、それぞれ新条例の相当規定に基づいて、指定管理者（新条例第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）がした承認その他の行為とみなす。

5 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、それぞれ新条例の相当規定に基づいて、指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

別表第1（第5条関係）

施設の種類	開設期間	使用時間	
		バンガロー	通年
		日帰り	午前9時から午後5時まで
キャンプサイト	通年	1日	午後1時から翌日午前11時まで
		日帰り	午前9時から午後5時まで
フリーサイト	通年	1日	午後1時から翌日午前11時まで
		日帰り	午前9時から午後5時まで

別表第2（第9条関係）

使用施設	単位	一般		小・中・高生の15人以上の団体	
		基本料金	加算額	基本料金	加算額
バンガロー (10.5㎡)	1棟／1日	6,600円	小学生以上1人 200円	3,300円	小学生以上1人 200円
	1棟／日帰り	2,880円	小学生以上1人 100円	1,440円	小学生以上1人 100円
キャンプサイト (70㎡)	1区画／1日	2,950円	小学生以上1人 200円	1,470円	小学生以上1人 200円
	1区画／日帰り	1,290円	小学生以上1人 100円	640円	小学生以上1人 100円
フリーサイト	1組／1日	1,050円	小学生以上1人 200円	520円	小学生以上1人 200円
	1組／日帰り	390円	小学生以上1人 100円	190円	小学生以上1人 100円